産 業 用 A 契 約 (選択約款)

令和7年10月31日実施



長野都市ガス株式会社

目 次

- 1. 目的
- 2. 選択約款の変更
- 3. 用語の定義
- 4. 適用条件
- 5. 契約の締結および契約期間
- 6. 使用量の算定
- 7. 料金
- 8. 料金の支払方法
- 9. 延滞利息
- 10. 契約の精算額
- 11. 契約最大時間流量超過時の取扱い
- 12. 契約最大需要月使用量超過時の取扱い
- 13. 名義の変更
- 14. 契約の変更または解約
- 15. 契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額または契約最大需要月使用量超 過精算額の差額精算
- 16. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額
- 17. 本支管工事費の精算
- 18. 緊急調整時の措置
- 19. その他

付則

- 1. 実施の期日および期間
- 2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

別表

- 1. 料金の算定方法
- 2. 料金表
- 3. 調整単位料金の適用基準

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この産業用 A 契約(以下、「この選択約款」といいます。)を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項等を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他この選択約款で定める供給条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (5) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この選択約款およびこの選択約款にもとづくガス需給契約(以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。)において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間あたりの最大の使用予定量をいいます。
- (2)「契約月別使用量」とは、契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもっ

て表示いたします。

- (3)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4)「契約年間引取量」とは、契約期間においてお客さまが引取らなければならない量をいいます。
- (5)「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除したものをいいます。 この場合、その計算の結果、1立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端 数を切り捨てます。
- (6)「最大需要期」とは、1月の定例検針日が料金算定期間の末日となる料金算定期間から4月の定例検針日が料金算定期間の末日となる料金算定期間をいいます。
- (7)「契約最大需要月使用量」とは、契約期間における最大需要期の契約月別使用量のうち最も大きいものをいいます。
- (8)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

 契約年間
 契約月平均使用量

 負荷率
 最大需要期の1か月あたり平均契約使用量

- (9)「契約最大時間流量倍率」とは、契約年間使用量を契約最大時間流量で除した ものをいいます。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合に はその端数を切り捨てます。
- (10)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (11)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに 適用いたします。

- (1)契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約最大時間流量倍率が600倍以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が2,499立方メートル以上であること。
- (4)契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。

(6)不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要 に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議の うえ、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまが、新たにこの選択約款にもとづく契約の締結を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、および使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものといたします。
 - ① 契約最大時間流量
 - ② 契約最大需要月使用量
 - ③ 契約年間使用量
 - ④ 契約年間引取量
 - ⑤ 契約月平均使用量
 - ⑥ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4)(3)にもとづき需給契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面 交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾して頂きます。
 - ① 供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および 住所、契約年月日、当社更新後の契約期間等を記載いたします。
- (5)当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。) の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払 われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないこ とがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。
- (2) 定例検針日は原則として毎月当社の第1営業日といたします。なお営業日とは、一般ガス供給約款に規定する休日でない日をいいます。
- (3) 当社は原則として負荷計測器により、1時間あたりの最大の使用量(以下「実績最大時間流量」といいます。)を算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によりその月における実績最大時間流量を算定いたします。
- (4)負荷計測器本体費用は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。

7. 料金

(1)当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

一 単位料金の調整 一

- (2) 当社は、毎月、(3) ②により算定した平均原料価格が(3) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は別表のとおりといたします。
 - ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

- =基準単位料金+0.075円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金-0.075円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (3)(2)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
 - ① 基準平均原料価格(トン当たり)124,180円
 - ② 平均原料価格 (トン当たり)

別表に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)

およびトンあたり LPG 平均価格 (算定の結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格 = トンあたり LNG 平均価格×0.9748 + トンあたり LPG 平均価格×0.0404

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

- (4) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、 その端数を切り捨てます。
- (5)料金は、一般ガス供給約款に規定する支払期限日までにお支払いいただきます。
- (6)契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合、当社は①または②の場合を除き、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。
 - ①当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合は、日割計算は 行わないものといたします。
 - ②新たにガスのご使用を開始した日と契約開始日が同日の場合は、一般ガス供給約款22(3)および22(4)の規定によるものといたします。
- (7)お客さまの都合や契約違反によりこの選択約款にもとづく契約を契約期間中 に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1) の規定にもとづき算定した1か月あたりの基本料金全額といたします。

8. 料金の支払方法

- (1)ガスをご使用になるお客さまは、料金(9の規定による延滞利息を含みます。) を毎月お支払いいただきます。
- (2)料金(9の規定による延滞利息および10、16の規定による精算額を含みます。)は、(4)の場合を除き、口座振替または払込みいずれかの方法によりお

支払いいただきます。

- (3) お客さまが払込みの方法によって料金を支払われる場合、当社が別途定める場合を除き、払込書発行手数料として、原則、払込書の発行等に係る費用に相当する金額を、料金とあわせてご負担いただきます。
- (4) 一般ガス供給約款37(1) ①および②に規定する料金または延滞利息は、 原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

9. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。
- (2)延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。 算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数× 0.0274% (1円未満の端数切り捨て)

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表1 (4) のとおりといたします。

- (3)延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4)延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

10. 契約の精算額

この選択約款にもとづく契約に関する精算額は、最大時間流量倍率未達精算額、 年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大時間流量超過精算額 および契約最大需要月使用量超過精算額とし、当社は、それぞれの精算額を、原則 として、当該それぞれの未達または超過が発生した翌月に申し受けるものといたし ます。ただし、次の(1)、(2)および(5)が重複して生じた場合には、いずれ か高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の 端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(1)最大時間流量倍率未達精算額

お客さまの契約期間における実績使用量(以下「実績年間使用量」といいます。)

が、契約最大時間流量の600倍未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大時間流量倍率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。



なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金総額をこえない範囲で算定するものといたします。

(2)年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔(契約期間における1か月あたり平均実績使用量/契約期間における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量)×100をいいます。〕が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。



なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金総額をこえない範囲で算定するものといたします。

(備 考)

負荷率 7 5 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量に 0.7 5 を乗じ、その量を 1 2 倍したものといたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

お客さまの実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がや むをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、 契約年間引取量未達精算額といたします。

(4) 契約最大時間流量超過精算額

お客さまの最大需要期の実績最大時間流量が契約最大時間流量の105パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大時間流量超過精算額といたします。ただし、当該実績最大時間流量が契約最大時間流量の130パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)以下であって、11(1)の規定が適用される場合を除きます。

なお、契約期間中に契約最大時間流量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大時間流量超過精算額といたします。

(5) 契約最大需要月使用量超過精算額

お客さまの契約期間における最大需要期のいずれかの月における実績使用量 (以下「実績最大需要月使用量」といいます。)が契約最大需要月使用量の105 パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)をこえた場合には、当社がやむを えないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最 大需要月使用量超過精算額といたします。ただし、当該実績最大需要月使用量が契 約最大需要月使用量の130パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)以下 であって、12(1)の規定が適用される場合を除きます。

なお、契約期間中に契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差

額を契約最大需要月使用量超過精算額といたします。

11. 契約最大時間流量超過時の取扱い

- (1)契約期間中における実績最大時間流量が契約最大時間流量の105パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)をこえた場合には、原則として当該 実績最大時間流量を下限として次の契約期間における契約最大時間流量を定めます。
- (2) 当社は、①または②の場合には(1)の規定を適用いたしません。
- ①契約期間満了に伴ってこの選択約款にもとづく契約を終了する場合
- ②当社がやむをえないと判断した場合

12. 契約最大需要月使用量超過時の取扱い

- (1)契約期間中における実績最大需要月使用量が契約最大需要月使用量の10 5パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)をこえた場合には、原則と して当該実績最大需要月使用量を下限として次の契約期間における契約最大需 要月使用量を定めます。
- (2) 当社は、①または②の場合には(1) の規定を適用いたしません。
- ①契約期間満了に伴ってこの選択約款にもとづく契約を終了する場合
- ②当社がやむをえないと判断した場合

13. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

14. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合は、または2(1)、もしくは2(5)によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2)当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この選択 約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合および10の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には、当社

はこの選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。

(4)この選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日 にお客さまから一般ガス供給約款にもとづく契約の申し込みがあったものとし て取り扱うことがあります。

1 5. 契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額または契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算

この選択約款にもとづく契約の変更または解約が生じた場合であって、契約変更 月もしくは解約の日が属する月以前に契約最大時間流量超過精算額または契約最 大需要月使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合 には、①または②の場合を除き、各精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約 開始の日が属する月から解約の日が属する月までの月数」として当該それぞれの精 算額を算定しなおして差額精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の 端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

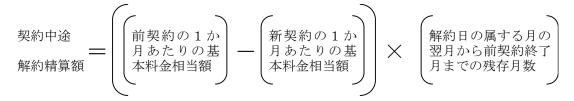
- ①14(1)の規定による契約の変更または解約であって当社がやむをえない と判断しない場合
- ②14(3)の規定による解約の場合

16. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

- (1)当社は、契約の解約が①または②の場合を除き、(2)または(3)の規定にもとづき契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
 - ①14(1)の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した 場合
 - ②14(2)の規定による解約の場合
- (2)新たにこの選択約款にもとづく契約を締結しない場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定する契約中途解約精算額を申し受けます。 なお、新たに他の選択約款にもとづく契約を締結する場合には、(3)の規定によるものといたします。

(3)新たにこの選択約款にもとづく契約を締結する場合であって、解約日の翌日から契約最大時間流量もしくは契約最大需要月使用量をそれまでの契約量より減少する新たな契約を締結する場合または新たに他の選択約款にもとづく契約

を締結する場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

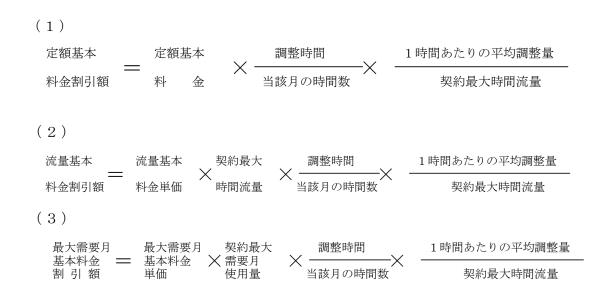


17. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新増設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社(導管部門)は、原則としてその本支管の新増設工事にかかわる当社 負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

18. 緊急調整時の措置

当社は、一般需要に先立ってお客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、10の契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。



19. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日および期間

この選択約款(以下「本選択約款」といいます。)は令和7年10月31日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1)本選択約款のうち8(料金の支払方法)(3)の払込書発行手数料については、令和7年 11月10日以降に発行する払込書から適用いたします。
- (2)当社は、令和5年4月1日から令和5年4月30日までに支払義務が発生するものについては、付則に定める料金表により算定いたします。また、令和5年3月31日以前より継続して供給し、令和5年5月1日から令和5年5月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、付則に定める料金表により算定いたします。

料金表

(1) 定額基本料金

1か月につき	29,700.00円
	(消費税等相当額を含みます。)

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1, 195.61円
	(消費税等相当額を含みます。)

(3) 最大需要月基本料金単価

1立方メートルにつき	4.11円
	(消費税等相当額を含みます。)

(4) 基準単位料金

1立方メートルにつき	72.95円
	(消費税等相当額を含みます。)

- (5) 調整単位料金
- (4)の基準単位料金をもとに付則に定める単位料金の調整の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により付則に定める各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表3のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)=基準単位料金+0.075円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)=基準単位料金-0.075円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

(備 考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
 - ① 基準平均原料価格(トン当たり)

54,690円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

- = トン当たりLNG平均価格×0.9711
- + トン当たりLPG平均価格×0.0460

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額 といたします。

(算定式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

別表

1. 料金の算定方法

- (1)料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金、流量基本料金および最大需要月基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額、最大需要月基本料金は最大需要月基本料金単価に契約最大需要月使用量を乗じた額といたします。
- (3)従量料金は、基準単位料金または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備 考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金

- =定額基本料金
- +流量基本料金単価×契約最大時間流量
- + 最大需要月基本料金単価×契約最大需要月使用量
- +従量料金
- (4)料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。
 - 料金に含まれる消費税等相当額
 - =料金×消費税率÷(1+消費税率)(1円未満の端数切り捨て)

2. 料金表

(1) 定額基本料金

1か月につき	29,700.00円
	(消費税等相当額を含みます。)

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1, 195. 61円
	(消費税等相当額を含みます。)

(3) 最大需要月基本料金単価

1立方メートルにつき	4.11円
	(消費税等相当額を含みます。)

(4) 基準単位料金

1立方メートルにつき	131.04円
	(消費税等相当額を含みます。)

- (5) 調整単位料金
- (4) の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 調整単位料金の適用基準

- (1)料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (2)料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金 算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづ き算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3)料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4)料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5)料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (6)料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (7)料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (8)料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (9)料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (10)料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (11)料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (12) 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。